

伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 9 0 号）の施行に伴うほか、徴収に関する規定の整備その他所要の改正を行うため。

伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
(平成26年伊丹市条例第 号)

第1条 伊丹市立高等学校授業料等徴収条例(昭和23年条例第110号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、伊丹市立高等学校の授業料、入学考査料および入学料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 授業料は、伊丹市立高等学校に在学する月分について、生徒から徴収する。

2 入学考査料は、入学を志願する者から徴収する。

3 入学料は、入学を許可した者から徴収する。ただし、伊丹市立高等学校間において転入学をした者については、入学料は、徴収しない。

(授業料等の額)

第3条 全日制課程の授業料等の額は、1人につき、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額9,900円

(2) 入学考査料 2,200円

(3) 入学料 5,650円

2 定時制課程の授業料等の額は、1人につき、次のとおりとする。

(1) 授業料 月額2,700円

(2) 入学考査料 950円

(3) 入学料 2,100円

(授業料等の徴収の時期)

第4条 授業料の徴収の時期は、規則で定める。

2 入学考査料は、入学願書を受理する際に徴収する。

3 入学料は、入学を許可した日から起算して7日以内に徴収する。

第6条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「授業料、入学考査料および入学料」を「授業料等」に改め、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「(授業料および入学料の免除)」を付し、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(授業料等の不還付)

第5条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第2条 伊丹市立高等学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書を削る。

第3条第1項中「全日制課程の」を削り、同条第2項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に伊丹市立高等学校に在学している者の授業料の徴収については、第1条の規定による改正後の伊丹市立高等学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学している者で、施行日以後に伊丹市立高等学校に転入学したもの又は編入学したもの(伊丹市教育委

員会が別に定めるものに限る。)の授業料の徴収については、新  
条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正前の伊丹市立高等学校授業料等徴収条  
例第3条第2項第1号の規定により徴収し、又は徴収すべきであ  
った授業料については、なお従前の例による。